

ID: 281

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	使用料の減免														
例 規 名 根 拠 条 項	なよろ健康の森条例 第16条第2項において読み替える場合の第14条														
例 規 番 号	平成18年条例第150号														
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第 14 条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及びなよろ健康の森条例施行規則第4条の規定による。 (利用料金の減免) 第 4 条 条例第 14 条の規定による利用料金の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、なよろ健康の森利用料金減免申請書（別記様式第 7 号）を指定管理者に提出しなければならない。 別表（第 4 条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th><th>減免内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td><td>免除</td></tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td><td>5 割減額</td></tr> <tr> <td>(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td><td>免除</td></tr> <tr> <td>(4) 半数以上が市内在住の 65 歳以上の者で構成する団体</td><td>5 割減額</td></tr> <tr> <td>(5) その他指定管理者が特に必要と認めた場合</td><td>5 割減額又は免除</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 利用料金を免除する場合は、施設の附属設備及び備品の利用料金も免除とする。 2 前号に掲げる場合を除き、施設の附属設備及び備品の利用料金は、減免の対象としない。 3 申請者が本市以外のもの、政治活動又は宗教活動を行うもの、営利を目的とした利用については、減免の対象としない。				利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5 割減額	(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	(4) 半数以上が市内在住の 65 歳以上の者で構成する団体	5 割減額	(5) その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5 割減額又は免除
利用区分	減免内容														
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除														
(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5 割減額														
(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除														
(4) 半数以上が市内在住の 65 歳以上の者で構成する団体	5 割減額														
(5) その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5 割減額又は免除														
標準処理期間	5 日														
備考															
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 4 年 7 月 29 日												